河川（親水施設）の安全対策について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：枚方土木事務所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　枚方土木事務所管内の親水施設  従前、河川管理は、洪水・高潮等による災害発生の防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持を目的としてきた。しかし、平成９年に河川法が改正され、河川には豊かな自然環境を残し潤いのある生活環境の舞台としての役割が期待されるとして、河川環境の整備と保全が河川法の目的として追加された。これを受け整備された枚方土木事務所管内の親水施設※は、令和元年現在、下表のとおりである。  ※親水施設とは…川へのアクセス路、散策路・遊歩道、親水護岸など人と川との触れ合いの場を創出することを目的として設置された施設をいう。   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | No. | 河川名 | 場　　所 | 親水施設 | | | | | | ①階段 | ②坂路 | ③緩傾斜護岸 | ④高水敷遊歩道 | ⑤飛石 | | １ | 天野川 | 枚方市天之川町宮之阪 | ○ | ○ | ◎ | ○ | ◎ | | ２ | 枚方市星丘 | ○ | ○ |  | ○ |  | | ３ | 枚方市山之上 |  | ○ | ◎ |  |  | | ４ | 枚方市釈尊寺町・交野市松塚 |  | ○ |  |  |  | | ５ | 交野市星田北 | ◎ |  |  |  |  | | ６ | 交野市私市 | ◎ |  |  |  |  | | ７ | 交野市私市 | ○ |  | ◎ |  |  | | ８ | 四條畷市上田原 |  |  | ◎ |  |  | | ９ | 穂谷川 | 枚方市牧野阪 | ◎ |  | ◎ |  |  | | 10 | 枚方市藤阪南町 | ◎ |  |  |  |  | | 11 | 讃良川 | 四條畷市岡山 | ◎ |  |  |  |  | | 12 | 岡部川 | 四條畷市中野 | ◎ |  | ◎ |  |  | | 13 | 寝屋川 | 寝屋川市東大利町 | ○ | ○ |  | ○ |  | | 14 | 寝屋川市幸町 | ◎ | ○ | ◎ |  | ○ | | 15 | 寝屋川市川勝町 | ○ | ○ |  | ○ |  | | 16 | 打上川 | 寝屋川市打上 |  |  | ◎ |  |  | | 17 | 穂谷川 | 枚方市山田池南町 |  |  | ◎ |  |  |   ◎は入水可能なものを示す  ２　親水施設の安全対策  枚方土木事務所等では、洪水・渇水等の流況の変化やこれらによる河床の洗掘や陥没等といった河川に内在する危険性を踏まえた上で、府民等が安心して河川を利用できるよう、次の安全対策に取り組んでいる。  (1)看板の設置  ・「雨がふったら川に近づかないで」「水がふえたら川に入っちゃダメ」等と記載した看板を設置し、河川空間の危険性について注意喚起している。  ・看板の記載内容については、「増水」の危険性について示されたものが大半である。また、文字のみのものや文字数が多いものが見受けられる。  ・設置場所については、河川空間へと続く入口付近が多い。  (2)親水施設の安全点検  ・毎年、ゴールデンウイーク前（気温が上昇し、子どもたちが河川に近づく機会が増加する前）に、管内の親水施設について、職員による注意喚起看板の設置状況及び親水施設の状況の点検を実施している。  (3)地域住民等へ周知啓発イベントの実施  ①　水辺の楽校  ・毎年７月と８月に、天野川の枚方市域と交野市域の２箇所で、小学生とその保護者を対象に、川の楽しさと怖さの両方を学んでもらうこと等を目的とする「水辺の楽校」を実施し、「雨が降って増水した時には川には近づかない」「川底は一定ではなく、深掘れしているところもあるので注意が必要」等、川に関する注意点を説明している。  ・枚方市域では昨年、交野市域では今年・昨年と２年連続で、天候事情により中止となっている。  ②　淀川まるごと体験会  ・地域住民等が開催する「淀川まるごと体験会」において、水辺の楽校と同様の啓発活動を行っている。  (4)教育委員会等への周知・啓発の依頼（本庁）  ・毎年、ゴールデンウイーク前に、教育委員会等に対し、学校等を通じて「河川には目に見えない深みがあり、浅いところであっても水難に遭うおそれがある」等の川の危険について周知するよう依頼文書を発出している。  (5)府ホームページによる啓発（本庁）  ・河川愛護月間（７月）のＰＲページにおいて、河川は「大雨による急な増水などにより避難が遅れる、河川の深みに転落するなど、水難事故につながる」こともある等を記し、河川への理解を深め、安全に利用するよう周知している。  ３　高槻市芥川水難事故を踏まえた点検等  令和元年９月７日、茨木土木事務所が管理する高槻市の芥川の親水施設の近くで、川遊びに来ていた小学生のきょうだい３人と祖父がくぼみ部分で溺れたとみられる死亡水難事故が発生した。本事故後、枚方土木事務所では、本庁河川室の指示を受け、次の調査等を実施していた。  (1)親水施設等についての緊急調査  調査時期　　　令和元年９月10日～９月13日  調査項目　　　①注意喚起看板の設置状況、記載されている内容　　　②親水施設の損傷状況  調査手法　　　職員による目視  管内対象施設　６河川17施設  調査結果　　　①看板については問題なし  　②親水施設については、岡部川の階段において石張りの剥がれ（損傷）があった。（経過観察中）  (2)親水施設以外の箇所についての点検  調査時期　　令和元年10月１日～10月31日  調査区間　　管理河川のうち、河川沿いを散策できる区間  調査対象　　①既存の柵（フェンス、転落防止柵、門扉）　　　②看板  調査手法　　職員による目視  調査結果　　①柵については、枚方土木事務所管内において３河川７カ所において安全利用に支障のある個所があった。令和元年11月８日までに応急措置を、令和２年３月31日までに本復旧を完了予定  ②看板については、１河川１カ所において劣化等により表示が不明瞭な注意喚起看板があった。令和元年11月８日までに復旧を完了  (3)その他（本庁）  ・本庁河川室において、教育委員会等への改めての周知・啓発の依頼（令和元年９月９日付け）が行われた。また、府ホームページ（啓発）の充実、看板の設置基準の策定等が予定されている。 | １　河川の危険性を示す看板の記載内容と設置場所  ・枚方土木事務所では、親水施設を利用する府民等へ向けて、河川の危険性を示す看板を設置している。しかし、その記載内容については、「増水」の危険性について示されたものが大半であり、文字のみのものや文字数が多いものが見受けられる。すなわち、くぼみ等の増水以外の河川の危険性について十分に周知や注意喚起がされているとは言い難い。また、表現について、危険判断能力や危険回避能力が小さい子ども等にも危険が十分伝わるよう配慮がされているとは言い難い。  ・また、設置場所について、増水による破損や流失を想定し、河川空間へと続く入口付近の側面の手すりや柵等に設置されているものが多い。このため、水際に設置した場合や、入口付近であっても利用者の進行方向（正面）に設置した場合と比較すると、見過されやすく、注意喚起効果は低いものとなっている。  ２　河川の危険性についての周知・啓発  ・毎年度、「水辺の楽校」等の地域住民等への周知啓発イベント等を行い、河川の危険性や注意点を説明することとしているが、枚方市域では昨年、交野市域では今年・昨年と２年連続で、天候事情により中止となっており、地域住民等に対する周知・啓発の実効性が確保されているとは言い難い。 | １　河川の危険性を示す看板の記載内容と設置場所  ・親水施設を利用する府民等へ向けて、河川の危険性を示す看板については、現場ごとに利用者視点に立った検証を行い、くぼみ等の増水以外の危険性についても十分に周知・注意喚起を図るとともに、より注意喚起効果が高まるよう表現や設置場所等を工夫されたい。  ２　河川の危険性についての周知・啓発  ・ハード面での取組には限界があることから、府民の安全・安心を確保するためには、河川には危険が内在することの周知・啓発が極めて重要であることに鑑みると、「水辺の楽校」が天候事情により、開催不能となった場合の代替措置について検討されたい。 |
| 措置の内容 | | |
| １　河川の危険性を示す看板の記載内容と設置場所  枚方土木事務所は、今回の意見を踏まえ、河川に内在する危険性を分かりやすく周知し、河川をより安全に利用いただけるよう、都市整備部河川室において令和２年３月策定した「河川の安全利用のための注意喚起看板設置基準」に基づき、枚方土木事務所管内６河川17箇所の親水施設において、利用者視点を意識して、イラストやユニバーサルデザインの書体を用いるとともに、階段などで水辺に近づけるかどうか、落差工や堰の有無等、親水施設ごとの状況に応じて川の深みに注意すること、ライフジャケットを着用すること、「水難事故の危険大」と表記する等、記載内容を改善するとともに、河川内への進入時に目に入るよう、進行方向の正面の位置を選定し、見やすさに配慮した向きに注意喚起看板を増設するなど設置場所や設置方法を改善した。河川の危険性については、より注意喚起効果が高まり利用者視点に立ったものとなるよう、引き続き、注意喚起看板の記載内容や設置場所等について工夫していく。  ２　河川の危険性についての周知・啓発  河川における水難事故を防止するためには、河川に内在する危険性を周知・啓発することが極めて重要であることから、「水辺の楽校」が開催不能となった場合の代替措置として、都市整備部河川室が新たに作成した水難事故防止リーフレットを枚方土木事務所管内の全小中学校に配布したほか、川に近づくときの注意点や避難が必要なタイミング等、水難事故防止に特化した情報をホームページに掲載し、河川の危険性について周知・啓発を行った。  今後も、水難事故防止リーフレットデータ等を枚方土木事務所管内の市教育委員会等に提供し、小中学校等において活用いただくなど、継続して周知・啓発に取り組んでいく。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年12月３日、事務局：令和元年10月31日）